

平成 30 年 3 月 1 日

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

大阪府医師信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合は、業域信用組合として大阪府医師会員のための「相互扶助」を経営理念とした医師のための専門金融機関として、地域医療の発展や組合員たる医師の暮らしに役立つサービスを提供するため、オープンイノベーションの重要性については認識しておりますが、当信用組合での顧客との接点は、Face to Face が中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働の実施の開始については時期尚早と考えます。

よって、平成 30 年 3 月時点においては電子決済等代行業者との連携及び協働の実施は開始しません。尚、実施したい場合は改めてご連絡いたします。

以 上